

紹介状なしで受診する場合、 選定療養費が加算されます。

厚生労働省の定めにより、紹介状をお持ちでない方に対して初診時選定療養費または再診時選定療養費を徴収することがあります。

選定療養費とは、**他の医療機関から紹介状を持たず**当院を受診した際に診療費とは別にお支払いいただく料金です。

■選定療養費の対象

①初診 **紹介状を持たずに**当院を初めて受診する場合

②再診 以下の場合も対象となります。

※前回受診より6カ月以上経過している場合

※患者さん自身の希望で受診歴のない診療科を受診する場合

※当院通院中の患者さんで受診歴のない診療科を受診する場合

※当院から他の医療機関へ文書により紹介する旨の申し出を行ったにもかかわらず、患者さん自身が当院受診を希望される場合

初診

7,700 円 (税込)

再診

3,300 円 (税込)

ただし、以下の場合を除きます。

- ・救急医療、周産期医療において休日夜間に受診した場合
- ・外来受診から継続して入院した場合
- ・災害被害、労働災害、公務災害、交通事故、自費診療で受診した場合など